

第 2 5 号議案

足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例

足立区立プチテラス条例（平成 2 8 年足立区条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 , 3 7 7 円
8 1 6 円
1 2 2 円
3 0 6 円
6 1 2 円
1 0 2 円
1 2 2 円
3 0 6 円
6 1 2 円
1 , 0 2 0 円
1 , 0 2 0 円
4 0 8 円
1 , 0 2 0 円

を

「

1 , 5 8 3 円
9 3 8 円
1 4 0 円
3 5 1 円
7 0 3 円
1 1 7 円
1 4 0 円
3 5 1 円
7 0 3 円
1 , 1 7 3 円
1 , 1 7 3 円
4 6 9 円
1 , 1 7 3 円

に改め、同

」

」

表地下の占用物件の部地下露出部分の項中「地下露出部分」を「地上露出部分」に、「7 2 1 円」を「8 6 5 円」に改め、同部地下部分の項中「3 0 6 円」を「3 5 1 円」に改め、同表中

「

5 1 0 円
8 , 1 6 0 円
1 , 4 4 5 円
1 万 2 , 7 5 0 円
8 2 3 円
3 4 円
3 4 円

を

「

5 8 6 円
9 , 3 6 0 円
1 , 6 5 7 円
1 万 4 , 6 2 5 円
9 8 7 円
3 9 円
3 9 円

に改める。」

## 付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

## ( 提案理由 )

プチテラスの占用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。